

1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染拡大防止について、本ガイドラインを定め、万全の対策を講じたうえで施設運営・事業実施することとする。人と人の接触はできるだけ少なくし、飛沫感染を防止するため、3密状態を避ける対策について特に注意が必要である。

また、本ガイドラインとともに以下ガイドラインも遵守するものとする。

- ・スポーツ庁、岩手県
- ・一般財団法人全日本野球協会
- ・公益社団法人全日本軟式野球連盟
- ・岩手県野球協会
- ・公益社団法人日本テニス事業協会

2 具体的な対応

来場者の制限

①施設面積に応じた入場者数の制限（100人以下、かつ収容人員の半分）※県HPより R2.5.19

また、感染防止対策については各種競技団体のガイドラインに応じ適切に対応すること。

※ソーシャルディスタンス 一人あたり4㎡

- ・野球場メインスタンド（収容人員1,476人 811.90㎡）202人
- ・テニスコート・スタンド（スタンド288人）65人

②滞在時間の制限（事業実施時間・使用の短縮、速やかな入退場動線の設定・案内）

③下記症状がある者の施設利用を禁止する

- ・新型コロナウイルス陽性の診断がなされ完治証明の無い人
- ・風邪の症状または 37.5 度以上の発熱者
- ・突発性の味覚障害・嗅覚障害の自覚がある人
- ・咳・痰の症状がある人
- ・その他体調が思わしくない人

来場時対応

- ①「健康チェックシート」を提出し、風邪症状・体温等の要件を満たした者のみ使用
- ②施設敷地内でのマスク着用の義務化
- ③入場時の手指消毒

受付窓口

- ①新型コロナウイルス対策についての敷地内の掲示
- ②受付窓口に透明間仕切りの設置確認（ガラス＋ビニールなど）
- ③コイントレーを使用した現金の受け渡し

ロビー・通路

- ①換気の徹底
- ②ベンチ・イスの着席距離の確保、または撤去（特に対面となるものは避ける）
- ③手すり等の定期的な消毒

管理棟・トイレ

- ①換気の徹底
- ②ドアノブ等の定期的な消毒
- ③関係者以外の入室を禁止する
- ④室内の間仕切り、入室者数の制限（本部席 5 人、アナウンス室 3 人、審判室 4 人）する
- ⑤施設使用における下記の制限
 - ・施設面積に応じた入室者数の制限（時間差による交代制・代替スペースの使用）

- ・ マスク取り外し時の会話の禁止

敷地内共通事項

- ①適宜、換気を行う
- ②会話の制限
- ③順番待ちとなる際に間隔を保つ
- ④準備体操は室内ではなく屋外で行う
- ⑤体操時の発声の制限
- ⑥タオル等の共有の禁止
- ⑦貸出物は消毒して貸出し、返却時も消毒を行う
- ⑧洗面所・トイレ手洗い等の定期的な洗い流し（流したものが付着したまま残留し、ウイルスが死滅する前に気化する恐れがあるため）
- ⑨飲食については、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにする
- ⑩原則ごみは利用者が持ち帰ること

管理者・スタッフ

- ①管理者・関係者全員の開場前検温、体調報告、手洗い・消毒、マスク着用の徹底
- ②開場前・閉場後のうがいの徹底
- ③施設面積に応じた入場者数の制限を心がけること。（200人以下、かつ収容人員の半分）
- ④滞在時間を制限するため、事業実施時間・使用の短縮を図り、速やかな入退場動線を設定し案内すること。
- ⑤来場者に決して無理をしないよう指導する（特に高齢者）
- ⑥ティッシュゴミや吸い殻等が入ったゴミの回収はマスクをして行き、回収後に手洗い・消毒を行う。また、ゴミは密封した状態にして廃棄する。（状況に応じゴミ箱は撤去）
- ⑦管理室は密環境になり易いため、意識的に部屋に長時間いないよう心掛ける。

有事の連絡・対応など

- ① コロナウイルス感染の疑いのある疾病者が確認された場合、直ちに帰国者・接触者相談センターへ連絡し、指示を仰ぐこと。（病院に搬送する場合はタクシーの使用は控える）
- ② 疾病者の陽性が確定した場合、速やかに施設を閉館する。
- ③ 営業再開時期については、村教育委員会事務局の指示に従うこと。